事業所番号及びサービスコードについて

〇介護予防訪問介護(市内•市外)

	事業所番号		サービスコード	
	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定
介護予防訪問介護	小洪マ叶計明小洪レ戸 い	介護予防訪問介護と同じ	介護予防訪問介護と同じ	
予防専門型	介護予防訪問介護と同じ	新たな番号 ※1	A 1	A2
生活支援型	新たな番号 ※1		A3	

〇介護予防通所介護(市内•市外)

	事業所	所番号	サービスコード	
	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定
介護予防通所介護		介護予防通所介護と同じ	介護予防通所介護と同じ	介護予防通所介護と同じ
予防専門型	介護予防通所介護と同じ	新たな番号 ※1	A6(※2市外は届出必要)	А6
ミニデイ型	新たな番号 ※1		Α7	
運動型				

- ※1 「新たな番号」と記載している箇所は全て「23A~」の番号があてはまる。 事業所が基準緩和型サービスを訪問介護等と一体的に行う(一体型または時間外型で指定を受ける)場合等、その事業所に既に「23A~」の番号が発行されていれば(他市町村による指定も含む)、その後指定を受けるサービスは先に発行された番号がそのまま適用される。
- ※2 名古屋市外のみなし指定事業所が請求を行う場合には、A6で請求するための本市への届け出(第1号事業費算定に係る届出書)が別途必要

I 一資料9

- ○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。
- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ■日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
 - 日数を乗じて単位数を算定する。 ※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。 月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
	 ・区分変更(要支援 I ⇔要支援 I) ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	変更日 契約日
	開 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	退居日の翌日
A	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
(介護予防特定施設入 居者生活介護における 外部サービス利用型を	・区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)・区分変更(要支援→要介護)・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	変更日 契約解除日
含む) 	事業廃止(指定有効期間満了)事業所指定効力停止の開始	(廃止•満了日) (開始日)
	•介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 終 症対応型共同生活介護の入居 (※1) 了	入居日の前日
	介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
	開始	・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		•介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
介護予防·日常生活支援総 合事業	<u> </u>	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
・訪問型サービス(みなし)・訪問型サービス(独自)・通所型サービス(みなし)		・区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)・区分変更(事業対象者→要支援)	<u>変更日</u>
<u>・通所型サービス(独自)</u> <u>※月額包括報酬の単位とし</u> た場合		 ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止·満了日) (開始日)
		•利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 (※1)	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

^{※1}ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に 転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。 ※2終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。